

沼田町建設工事等に係る最低制限価格の積算方法

○工事の請負の契約に係る最低制限価格

区分	乗率	金額
ア 直接工事費の額	10分の9.7	乗じて得た額
イ 共通仮設費の額	10分の9	乗じて得た額
ウ 現場管理費の額	10分の9	乗じて得た額
エ 一般管理費の額	10分の6.8	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ+エ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の9.2	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	10分の7.5	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

沼田町建設工事等に係る最低制限価格の積算方法

○業務委託の契約に係る最低制限価格

測量業務（変更無し）

区分	乗率	金額
ア 直接測量費の額	10分の10	乗じて得た額
イ 測量調査費の額	10分の10	乗じて得た額
ウ 諸経費の額	10分の4.8	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の8.2	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	10分の6	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

設計（土木）業務（変更無し）

区分	乗率	金額
ア 直接人件費の額	10分の10	乗じて得た額
イ 直接経費の額	10分の10	乗じて得た額
ウ その他原価の額	10分の9	乗じて得た額
エ 一般管理費等の額	10分の4.8	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の8	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	10分の6	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

設計（建築）業務（変更無し）

区分	乗率	金額
ア 直接人件費の額	10分の10	乗じて得た額
イ 特別経費の額	10分の10	乗じて得た額
ウ 技術料等経費の額	10分の6	乗じて得た額
エ 諸経費の額	10分の6	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ+エ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の8	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	10分の6	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

地質調査業務（変更無し）

区分	乗率	金額
ア 直接調査費の額	10分の10	乗じて得た額
イ 間接調査費の額	10分の9	乗じて得た額
ウ 解析等調査業務費の額	10分の8	乗じて得た額
エ 諸経費の額	10分の4.8	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ+エ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の8.5	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	3分の2	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

補償調査業務（変更無し）

区分	乗率	金額
ア 直接人件費の額	10分の10	乗じて得た額
イ 直接経費の額	10分の10	乗じて得た額
ウ その他原価の額	10分の9	乗じて得た額
エ 一般管理費等の額	10分の4.5	乗じて得た額
最低制限価格		
合計 (ア+イ+ウ+エ)	100分の110	乗じて得た額 (A) (1円未満切り捨て)
ただし		
予定価格	10分の8	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	(B) < (A) の場合は	乗じて得た額 (B) (1円未満切り捨て)
	10分の6	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)
	(C) > (A) の場合は	乗じて得た額 (C) (1円未満切り上げ)

その他特別なもの（変更無し）

測量業務、設計（土木）業務、設計（建築）業務、地質調査業務、補償調査業務の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。